

名古屋市農業委員会 令和5年第6回総会 議 事 録

- 開催日時 令和5年6月20日（火） 開始：午後2時00分、終了：午後2時46分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	15 人
定 足 数	8 人	出 席 数	15 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）6人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第49号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第50号議案 農地法第 3条の規定による賃借権設定許可申請について

第51号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第52号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第53号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第54号議案 農用地利用集積計画の決定について

第55号議案 農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について

第56号議案 農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②令和5年度全国農業委員会会長大会及び研修会について

③農業委員会等に関する法律第38条における意見書について

(4) その他

(5) 閉会

令和5年第6回総会 委員出欠状況

出席農業委員（15名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員	2 番	成 田 秋 義 委員
3 番	原 田 晴 充 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
5 番	阪 野 文 明 委員	6 番	石 田 正 彦 委員
7 番	川 本 美 幸 委員	8 番	箕 浦 基 伸 委員
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 利 久 委員
1 1 番	横 井 昭 男 委員		
1 3 番	清 水 久 一 委員	1 4 番	野 間 利 和 委員
1 5 番	安 井 勝 春 委員	1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（11名）

1 7 番	森 國 晃 委員	1 8 番	山 口 儀 明 委員
1 9 番	若 松 邦 義 委員	2 0 番	木 村 幸 廣 委員
2 1 番	大 島 誠 委員		
2 3 番	安 井 正 敏 委員	2 4 番	横 井 慎 一 委員
2 5 番	木 村 正 男 委員	2 6 番	竹 川 孝 司 委員
2 7 番	服 部 勇 夫 委員	2 8 番	安 井 秀 樹 委員

令和 5 年第 6 回総会（令和 5 年 6 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 5 年第 6 回総会を始めさせていただきます。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 5 年第 6 回総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 49 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 56 号議案「農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について」までの 8 議案の審議を行います。また、報告事項を 3 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 15 人中 15 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 11 人のご出席でございます。 次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、野間利和委員及び阪野文明委員の両委員をお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 49 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-5 について、15 番、安井委員、お願いいたします。

安井（勝）
委員

受付番号 4-5 につきまして、服部推進委員さんと事務局職員とで、6 月 2 日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-5 は、譲渡人が、ご兄弟である譲受人に農地を譲渡するために許可申請されたものです。

申請地の港区六軒家の 1 筆は畑で、トウモロコシ、キュウリ、ナス等が作付けされ、良好に管理されておりました。

なお、この畑は、譲受人の自宅に隣接していることから、現在も譲受人が畑の手入れをされており、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。また、面談において、農地取得後は、全面を適切に農地として利用することを確認しました。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いま

	すので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 49 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 49 号議案の案件は、許可することといたします。 次に、第 50 号議案、農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について審議を行います。 審議のポイントとして、配付資料①をお配りしておりますのでご覧ください。 それでは、まず担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-4 について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	受付番号 4-4 につきまして、現地状況の報告に先立ちまして簡単に申請理由を説明させていただきます。 配布資料①の第 50 号議案審議のポイントをご覧くださいながら説明させていただきます。 受付番号 4-4 は、賃借人が、農地所有適格法人として、賃貸人の 23 名から、すでに平成 16 年 10 月から 20 年間、農地を賃借する許可を受けている農地です。 従前、賃借人が、農業経営基盤強化促進法第 14 条の 2 に基

づき経営改善計画に、出資に関する事項を記載し、市町村の認定を受けていた場合、出資者の議決権が子会社の農業関係者の議決権とみなされる特例を利用し、農業関係者が2分の1以上の議決権を持つという議決要件を満たしていました。

しかしながら、認定農業者としての認定の延伸を取りやめたことに伴い、出資者の議決権が子会社の農業関係者の議決権と認められなくなったため、議決要件を満たさなくなり農地所有適格法人としての要件を失ったものです。

資格要件喪失に伴い、農地法第3条第1項に基づく賃貸借が認められなくなっており、賃借を継続するため、改めて一般法人として農地法第3条第3項に基づき、解除条件付きの賃貸借の申請を行ったものです。賃借期間は、前契約の残り期間となっております。なお、審議のポイントにありますように、一般法人が解除条件付きの賃借をおこなう際の条件はすべて満たしております。本申請に至った経緯は以上です。

議長（会長） ありがとうございます。次に担当の方からご報告をお願いいたします。13番、清水委員、お願いいたします。

清水委員 受付番号4-4につきまして、現地状況を報告させていただきます。

受付番号4-4の港区西茶屋三丁目始め24筆は、農業用施設用地で、トマト栽培のための農業用ハウスとなっており、良好に管理されております。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

	特にないようです。それでは、第 50 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 50 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 51 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-2 について、18 番、山口委員、お願いいたします。
山口委員	受付番号 1-2 の農地について、成田秋義委員と事務局職員で、6 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-2 願い出の農地の、緑区松が根台の 4 筆には、馬鈴薯などが栽培されており、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上につきまして、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-3 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-3 の農地について、阪野文明委員と事務局職員で、6 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-3 願い出の農地の、天白区一本松一丁目の 1 筆に

	は柿や馬鈴薯などが、天白区焼山二丁目の 1 筆には柿が、同 1 筆は梅が、栽培されており、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-1 について、19 番、若松委員、お願いいたします。
若松委員	受付番号 2-1 の農地について、6 月 5 日に箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は畑で、ナス、ネギなどが作付けされており、申請者の夫がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 51 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 51 号議案の案件は証明いたします。 次に、第 52 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

	それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-9 について、18 番、山口委員をお願いいたします。
山口委員	受付番号 1-9 の農地について、成田秋義委員と事務局職員で、6 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-9、緑区相川三丁目の 3 筆は、一体でかんきつ類のほか、スイートコーンやカボチャなどが栽培されており、肥培管理良好でした。 これらの農地は良好に肥培管理されており、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-10 について、5 番、阪野委員、をお願いいたします。
阪野委員	受付番号 1-10 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、6 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-10、天白区菅田三丁目の 1 筆は、タマネギ、ミカンなどが栽培されており、肥培管理良好でした。 この農地は良好に肥培管理されており、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-11 について、

18 番、山口委員、お願いいたします。

山口委員

受付番号 1-11 の農地について、成田秋義委員と事務局職員で、6 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-11、緑区桶狭間切戸の 1 筆は、ハウス内で花きなどが、また露地ではスイートコーンやナスなどが栽培されており、肥培管理良好でした。

これらの農地は良好に肥培管理されており、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 1-12 及び 1-13 について、5 番、阪野委員、お願いいたします。

阪野委員

受付番号 1-12 及び 1-13 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、6 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-12、名東区高針原二丁目の 1 筆には、梅が、天白区鴻の巣一丁目の 3 筆には、一体で梅が、栽培されていました。いずれも肥培管理良好でした。

受付番号 1-13、天白区植田山四丁目の 1 筆には、梅のほかスイカなどの野菜が栽培されていました。

これらの農地は良好に肥培管理されており、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-9 について、21 番、大島委員、お願いいたします。
大島委員	受付番号 2-9 について、6 月 2 日に、川本委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は田で、田植え前の準備中でした。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-4 について、23 番、安井委員、お願いいたします。
安井（正）委員	受付番号 3-4 の農地につきまして、6 月 2 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-4 の中川区富永三丁目の 2 筆、富永四丁目の 1 筆、中川区福島一丁目の 2 筆、中川区水里三丁目の 1 筆、水里四丁目の 2 筆の田については、耕作準備中、富永三丁目の 1 筆の畑には、カボチャとエダマメが、富永三丁目の 1 筆の畑には、ナスとインゲン、スイカが、富永四丁目の 1 筆の畑には、ネギとサトイモが、富永四丁目の 1 筆の畑には、サツマイモとスイカが作付けされ、良好に管理されていました。 以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-5 について、11 番、横井委員、お願いいたします。

横井（昭） 委員	受付番号 3-5 の農地につきまして、6 月 2 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-5 の中川区富田町大字千音寺字三反田の 1 筆、富田町大字千音寺字仏供田の 1 筆、富田町大字千音寺字十六割の 2 筆の田は、現在区画整理中につき作止め中でした。 以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-5 について、15 番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝） 委員	受付番号 4-5 の農地につきまして、服部推進委員さんと事務局職員で、6 月 2 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-5 の 7 筆の田は、水稻が作付けされ、良好に管理されていました。 事務局において、申請時に申出人が耕作に従事していることを確認しており、引き続き農業経営されていることを確認しました。 調査の結果、証明するに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-6 から 4-8 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-6 から 4-8 の農地につきまして、木村推進委員さんと事務局職員で、6 月 2 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-6 の 8 筆のうち 5 筆は田で、水稻が作付けされ、

	良好に管理されていました。残りの3筆は畑で、いずれもトウモロコシが作付けされていました。 受付番号4-7の1筆、4-8の4筆は、いずれも田で、水稻が作付けされ、良好に管理されていました。 いずれの申請も、事務局において、申請時に申出人が耕作に従事していることを確認しており、引き続き農業経営されていることを確認しました。 調査の結果、証明するに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第52号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第52号議案の案件は証明いたします。 次に、第53号議案、相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号4-1について、15番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝） 委員	受付番号4-1につきまして、6月2日に、服部推進委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。 本件は、所有者が、納税猶予の適用を受けている農地について

て、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。

照会のあった農地、港区西福田二丁目の2筆は田で、水稻栽培中でした。同1筆の畑は、ネギ、柿などが、同1筆の畑には、タマネギが、新茶屋一丁目の1筆の畑には、ゴーヤ、ナス、キュウリなどが作付けされ、良好に管理されておりました。

また、この農地は、相続人が相続して以来、所有者自らにより、農地として管理されてきたことを確認しました。

以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第53号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第53号議案の案件は承認いたします。

次に、第54号議案、農用地利用集積計画の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。

審議のポイントとして、配付資料②、③をお配りしておりますのでご覧ください。

それでは、14ページの農地利利用集積計画案の第4号について、23番、安井委員、お願いいたします。

安井（正） 委員	農地利用集積計画案につきまして、6月2日に事務局職員とで現地確認を行いましたので、結果をご報告いたします。 本件は、借受人が既に「名古屋市農地バンク制度」を利用して利用権の設定を受ける者として承認を受けており、今後も引き続き申請地で野菜を栽培していきたいと希望され、所有者との間で合意に至り、利用権の更新の申請がなされたものです。 申請地である中川区富永四丁目の1筆の畑は、平成29年から6年間適切に肥培管理されており、ナス、トマト、スイカなどが植え付けられ良好に管理されていたことから、今後も適正に耕作されると見込まれます。 設定する利用権は、使用貸借権であり、配布資料に記載のとおり、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。 以上のことから、この利用権設定により、農地の有効利用につながるものと考えますので、ご審議のほど、よろしくお願い致します。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、15ページの農地利用集積計画案の第5号について、15番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝） 委員	農地利用集積計画案につきまして、6月2日に、服部推進委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。 本件は、借受人が、農地の利用権を設定したいと申し出されたものです。 申し出の農地は、港区西福田一丁目の1筆の畑で、面積は

1,440 平米で、利用権設定を行う面積は、そのうちの 25 平米です。農地の現状は、耕作準備中でした。

借受人は、名古屋市の農業ボランティア育成講座、中川区ベジファーマー育成講座を修了され、農地バンクの借受希望者に登録し、登録のあった所有者との間で、利用権設定をすることについて協議を行った結果、合意に至り、本件の申出をなされたということです。

借受人とは、現地調査する前に面談を行いました。その結果により、申し出の農地を効率的に利用する意欲ある者と思われます。さらに、利用権の設定がされたあとも、農地の適切な管理がされていくものと見込まれます。

以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

ないようです。

それではここで、第 54 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。13 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「旧法」という。）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」

により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、旧法第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 54 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 54 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

次に、第 55 号議案、農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について審議を行います。

この議案は、認定就農者から利用権設定の申出があったものでございます。

申出について、事業の実施が必要であると認め、旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、名古屋市長に対して農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することを審議いたします。

審議のポイントについては、配付資料④をご覧ください。

農業委員会が審査する事項は、通常の利用権設定の場合と同様に、農用地利用集積計画の内容が、表の左側の要件に該当するかどうかであります。

それでは、22 ページの農地利用集積計画案の第 6 号について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

令和 5 年度第 6 号の農地利用集積計画につきまして、6 月 2 日に、木村推進委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。

本件は、借受人が、農地の利用権を設定したいと申出されたものです。

申し出の農地は、港区西茶屋四丁目の 1 筆の畑で、面積は 906 平米です。農地の現状は、耕作準備中でした。

借受人は、所有者から、申請地の農地管理を要望され、双方の合意が得られたので、今回の申請に至ったものです。

借受人は、申し出の農地を効率的に利用する、意欲あるものと思われます。なお、申出人の経営する農地はいずれも良好に管理されていました。利用権の設定がされたあとも、継続的な営農を行い、農用地の経営基盤強化につなげていくと見込まれます。

なお、配布資料に記載のとおり、旧経営基盤促進法第 18 条第 3 項第 1 号及び第 4 号の要件に、使用貸借であり、「利用権の存続期間」や「有益費の償還」などの内容となっており、適合しております。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

それではここで、第 55 号議案の議決の案を読み上げさせて

いただきます。21 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号、以下旧法とする。）第 15 条の規定に基づき農用地について利用権の設定を受けたい旨の申し出があり、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めたため、旧法第 15 条第 4 項の規定により、次のとおり農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるべきことを要請します。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、旧法第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 55 号議案について、案のとおり要請してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 55 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて要請いたします。

次に、第56号議案、農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について審議を行います。

審議のポイントについては、31ページ及び32ページの法律をご覧ください。第13条の2項の第1号から第6号の、いわゆる6要件を満たしているかどうかポイントになります。

それでは、担当の方からご報告をお願いします。受付番号 4-

1 について、15 番、安井委員さん、お願いいたします。

安井（勝）
委員

受付番号 4-1 につきまして、5 月 9 日に、竹川推進委員さんと事務局職員とで、調査した結果をご報告します。

申出者は、このたび、父親が所有する申請地、港区新茶屋一丁目の 1 筆の田、面積 383 平米へ分家住宅を建築するため、農業振興地域整備計画変更の意見聴収を行うものです。

申出者は現在、岐阜市の賃貸住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭となったため、自己住宅の建築を考えるようになりました。土地を選定するにあたり、今後、父親の所有農地の管理ができる土地で選定するに至ったとのこと。

当該土地は、農業振興地域整備計画の対象ではありますが、集落に接続し、かつ、三種農地であります。他に適地がなく、所有者である父親の承諾が得られることから、今回の申し出に及んだものです。

なお、申請地の北側は畑、西側は田、南側は水路、東側は道路となっており、茶屋後土地改良区から排水同意書もあり、被害の防除には配慮するとのこと。

以上、調査の結果、今回の農用地除外は、農地の集団性や農地の効率的な利用に支障をきたすものではなく、除外を認めることもやむを得ないものと思われますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第 56 号議案の議決の

案を読み上げます。29 ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年 9 月 26 日農林省令第 45 号）第 3 条の 2 第 2 項の規定により、名古屋市が農業振興地域整備計画を変更しようとするにあたり、名古屋市長から「農業振興地域整備計画の変更について（意見聴取）」により意見聴取があったことについては、申出に係る土地を農用地区域から除外して差し支えない。

理由としましては、当該計画変更は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号）第 13 条第 2 項に掲げる要件をすべて満たすことが認められるため、です。

それでは、第 56 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 56 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和 5 年 5 月 2 日から令和 5 年 5 月 31 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1 ページから 6 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 15 件

続いて、7 ページから 14 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 25 件

続いて、15 ページから 40 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 73 件

続いて、41 ページですが、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち賃借権設定に係るものが 3 件

続いて、42 ページから 43 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち使用賃借権設定に係るものが 4 件

続いて、44 ページですが、農地法第 43 条第 1 項の規定による届出が 1 件

続いて、45 ページから 46 ページにかけまして、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が 4 件

続いて、47 ページですが、農地の時効取得に関する通知が 1 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にはないようです。

続きまして、報告（2）として、私が行きました「令和 5 年度全国農業委員会会長大会及び研修会」について報告します。

先ほど、議案審議中に当日の資料を供覧させていただきましたが、先月の 5 月 30 日に、東京文京区の文京シビックホールにおきまして、「令和 5 年度全国農業委員会会長大会」が開催され、名古屋市農業委員会会長として出席させていただきました。また、翌日 31 日に開催された研修会にも参加いたしましたので、その報告をさせていただきます。

では、報告（2）と書かれている資料をご覧ください。「令和 5 年度全国農業委員会会長大会」についてご説明いたします。

まず始めに、議案決議として、「持続可能な農業・農村を創るための政策」について決議をいたしました。

次に、申し合わせ決議として、「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」の推進及び、「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせの 2 件を決議いたしました。

次に、実行運動として、「令和 5 年度全国農業委員会会長大会実行運動計画」を決議いたしました。

最後に、鹿児島県屋久島町農業委員会により、地域計画について、また、静岡県伊東市農業委員会により、タブレットの貸与状況についての、農業委員会活動の実践を踏まえた決意表明がございました。

翌日は、組織を発展させるための経営戦略についての研修会に参加しましたが、六次産業というのは大変難しいなということ、痛切に、田原の方がイチジクをたくさん作っているから、

そのイチジクを製品にしたらどういった製品にして、どのように展開していいかっていうことを質問されましたが、個別にまた意見を交わしていらしたような気がいたします。

以上ですが、何かご質問等はございますか。

ないようです。

続きまして、報告（3）「農業委員会等に関する法律第 38 条における意見書について」を報告します。

先月の総会后、拡大運営委員会を開催し、意見書について検討を行いました。

結果、名古屋市農業委員会として、市長及び他の行政機関に対し、法律に基づいた意見書を提出していく方向になりました。

しかしながら、9 月の改選もありますので、内容等につきましては、拡大運営委員会で出た意見も踏まえながら、新しい体制のもとで引き続き検討していくこととします。

以上ですが、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

それでは、以上をもちまして、令和 5 年第 6 回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後 2 時 46 分）